

答申第79号
平成22年3月29日

兵庫県知事 様

情報公開審査会
会長 錦織 成史

公文書の非公開決定に係る異議申立てについて（答申）

平成21年8月4日付け諮問第35号で諮問のあった下記の公文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

但馬牛精液配布調整会議議事録等

答 申

第1 審査会の結論

本件事案について、兵庫県知事が非公開とした判断は妥当である。

第2 諮問経緯・対象文書の特定

1 公文書の公開請求

平成21年4月16日及び5月15日、異議申立人は、情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。）第4条の規定により、兵庫県知事（以下「実施機関」という。）に対して、公文書の公開を請求（以下「本件公開請求」という。）した。

2 実施機関の決定

平成21年6月12日、実施機関は、本件公開請求のうち、4に記載の公文書について公文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日、異議申立人に公文書非公開決定通知書を送付した。

3 異議申立て

平成21年6月16日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

4 異議申立ての対象公文書

本件異議申立ての対象公文書は、次のとおりである。

(1) 対象公文書1

平成20年度精液を配布後に余っている本数に関する資料

(2) 対象公文書2

精液配布調整会議における議事録

(3) 対象公文書3

県から精液の譲渡を受け、これを各畜産農家に授精又は配布する畜産団体（以下「サブセンター」という。）が精液の調整について行っている行為を示す文書

5 諮問

平成 21 年 8 月 5 日、実施機関は、条例第 17 条の規定により、兵庫県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件異議申立てに対する決定について諮問した。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分を取消し、その全部を公開するよう求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立書及び意見陳述において述べられた本件異議申立ての理由は、次のとおり要約される。

(1) 対象公文書 1 について

記録は存在する。異議申立人は精液の注文をしており、実施機関は、民法に規定がある信義則に基づき、県民に対して誠意を示すべきである。

(2) 対象公文書 2 について

毎年、次年度における精液配布調整を各団体と話し合った上で決定する旨を実施機関の職員が述べており、その話し合いの記録は存在するはずである。

(3) 対象公文書 3 について

実施機関は、サブセンターにおいて調整を行っているとの主張をしているのに、記録がないはずがない。

第 4 諮問庁の説明要旨

非公開理由説明書及び意見陳述において述べられた非公開理由は、次のとおり要約される。

1 対象公文書1について

実施機関では、毎年2月上旬に、県下畜産団体（平成20年度は16団体）に対して基幹種雄牛別に但馬牛精液の譲渡可能本数を通知し、各団体は農家からの希望本数を取りまとめ、譲渡希望本数申請書を実施機関に提出することとしている。

実施機関は、各団体からの希望本数を取りまとめ、精液配布調整会議において1種雄牛当たりの希望本数が4,000本を超える場合には、配布本数を調整する。

基幹種雄牛については、その精液の年間需要予定本数及び在庫本数並びに当該種雄牛の一般供用予定年数を考慮して計画的に凍結精液の生産を行っており、当該年度の供用分として年間需要予定本数（1種雄牛当たり上限4,000本）から在庫本数を差し引いた本数と、遺伝資源及び試験研究用として供用期間中に1種雄牛あたり500本、さらに次年度以降の一般供用向けに準備しておく精液として1種雄牛当たり3,500本を上限として生産しているところである。

このように、種雄牛ごとに必要量に応じて計画的に精液を生産し、県下畜産団体に配布しているため、配布後の余った精液は存在しないことから、精液配布後に余っている本数に関する資料はない。

2 対象公文書2について

毎年2月下旬に開催される精液配布調整会議においては、調整の結果決定した、団体及び種雄牛ごとの精液配布調整本数一覧表を作成している。

調整結果である精液配布調整本数一覧表を作成すれば、会議の目的は達成できるので、会議経過を記載した議事録は作成してはいない。

3 対象公文書3について

サブセンターに配布された精液は、各サブセンターが独自に農家への配布調

整を行っており、実施機関としては、サブセンターにおける配布調整には関与していないので、公文書は存在しない。

- 4 以上より、本件公開請求に係る公文書は存在していないので、本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断

1 対象公文書1について

実施機関の説明によれば、種雄牛の精液は、種雄牛ごとに必要量に応じて計画的に生産し、県下畜産団体に配布しているとのことである。

実施機関は、種雄牛ごとに必要量に応じて計画的に精液を生産し、県下畜産団体に配布しているのであるから、余剰精液が発生する余地はなく、精液配布後に余っている本数に関する資料は存在しないとの説明は、特段不合理なものとはいえない。

よって、実施機関において、当該公文書を保有しているとは認められない。

なお、異議申立人は、精液を注文しており実施機関は誠意を示すべきであると主張するが、当審査会は、実施機関が非公開とした決定が妥当か否かを判断することを職責とする機関であり、精液配布調整事務の処理の当否につき判断することを職責とするものではない。

2 対象公文書2について

実施機関は、精液配布調整会議において、議事録の作成を義務付ける規定は定めていない。

また、個別の議事録を作成しなくとも、調整結果である精液配布調整本数一覧表を作成すれば、各畜産団体への種雄牛別の精液配布本数を確定させる調整会議の目的は達成できるとの実施機関の説明は、特段不合理なものとはいえない。

よって、実施機関において、当該公文書を保有しているとは認められない。

3 対象公文書3について

実施機関が譲渡した精液については、各サブセンターが畜産農家へ配布調整を行っている。

サブセンターと畜産農家との間の配布調整に関与していないので、当該配布調整に係る文書を保有していないとの実施機関の説明は、特段不合理なものとはいえない。

よって、実施機関において、当該公文書を保有しているとは認められない。

4 以上のことから、公文書の不存在により非公開とした実施機関の判断は妥当であり、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

(参考)

審 査 の 経 過

年 月 日	経 過
21. 8. 5	・ 諮問書の受領
21. 12. 25	・ 諮問庁の意見書の受領
22. 1. 20 (第212回審査会)	・ 諮問庁から非公開理由の説明聴取 ・ 審議
22. 2. 16 (第213回審査会)	・ 審議
22. 3. 25 (第214回審査会)	・ 審議
22. 3. 29	・ 答申